

《各種大会会議等開催補助金申請について》（改訂 2019）

- ・開催補助金交付の対象：県外参加者で鹿児島市内宿泊施設へ 100 名以上宿泊
但し、県外参加宿泊者数の最大値の日をカウント
（のべ人数ではありません）
一部摘要除外となるコンベンションがありますので
交付要綱で確認願います。

《大会前》

申請（事前申請）は、コンベンション開催 1 ヶ月前迄にお願い致します。
（申請書は郵送又は、ご持参下さい。F A X、メールは不可）

【提出書類】

- ① 各種大会会議等開催補助金交付申請書 . . . 様式第 1
- ② 事業計画書(別紙参照) 別紙 1
- ③ 収支予算書 (別紙参照) 別紙 2
- ④ 暴力団排除に関する誓約・同意書 様式第 2

《大会後》

コンベンション終了後、1 ヶ月以内に書類提出をお願い致します。
（申請書は郵送又は、ご持参下さい。F A X、メールは不可）

【提出書類】

- ① 各種大会会議等開催補助金実績報告書 . . . 様式第 5
- ② 事業報告書(別紙参照) 別紙 3
- ③ 収支決算書(別紙参照) 別紙 4
- ④ 参加宿泊者数証明書 様式第 6 - 1
または
- ⑤ 参加宿泊者数名簿 様式第 6 - 2
(別紙参照) 別紙 5
- ⑥ 各種大会会議等開催補助金交付請求書 . . . 様式第 8

※個人口座への振込みは出来ません。大会専用又は、団体事務局口座を
ご記入下さい。

※参加宿泊者数証明書または参加者名簿及び請求書の内容確認後、指定の口座に
当該金額を振込みさせていただきます。

公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会各種大会会議等開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市において、各種大会会議等（以下「大会」という。）の開催を促進するため、大会の開催に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、大会の主催者とする。

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる大会は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 鹿児島市内で開催されるもの
 - (2) 県外からの参加宿泊者数（大会の開催日の前日から大会の終了日までの期間において、県外から大会に参加した者で鹿児島市内の宿泊施設に宿泊したものが最も多い日における当該宿泊者の総数をいう。以下同じ。）が100人以上あるもの
 - (3) 九州大会以上の規模で開催されるもの
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象事業としない。
- (1) 営利を目的とするもの
 - (2) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
 - (3) 公序良俗に反するもの
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (5) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
 - (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

(10) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

3 理事長は、第1項の大会が、鹿児島市又は他の公的機関の補助金の交付対象とされている場合においても、この要綱による補助金の交付対象とすることができる。

4 理事長は、第1項の大会が、公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会コンベンション開催助成要綱（平成25年4月1日制定）による助成対象とされている場合においても、この要綱による補助金の交付対象とすることができる。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 会場使用料
- (2) 委託費
- (3) 印刷製本費
- (4) 広報費
- (5) 報償費
- (6) その他補助対象事業に要する経費として理事長が認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1の額又は次の各号に掲げる県外からの参加宿泊者数の区分に応じ、当該各号に定める額のいずれか低い額の範囲内とする。

- (1) 100～199人 100,000円
- (2) 200～399人 150,000円
- (3) 400～599人 200,000円
- (4) 600～799人 250,000円
- (5) 800～999人 300,000円
- (6) 1,000～1,999人 400,000円
- (7) 2,000人以上 500,000円

2 日本国内に居住していない外国人が参加した大会については、前項で算出した額に、外国人参加宿泊者数に5,000円を乗じた額を加算し、加算する額の限度額は500,000円を上限とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第3項に規定する鹿児島市若しくは他の公的機関の補助金又は同条第4項に規定する公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会コンベンション開催助成要綱に基づく補助金（以下「鹿児島市等の補助」という。）の交付を受けた場合若しくは交付

の決定を受けている場合の補助金の額は、前2項の規定に定める額と、補助対象経費の総額から鹿児島市等の補助の額を差し引いた額のいずれか低い額とする。

- 4 前3項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事前に各種大会会議等開催補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 暴力団排除に関する誓約・同意書(様式第2)
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 理事長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められた場合は、補助金の交付を決定する。

- 2 理事長は、前項の決定をしたときは、各種大会会議等開催補助金交付決定通知書(様式第3)により、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

(補助金交付決定後の計画変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、大会の内容を変更又は中止する場合は、速やかに各種大会会議等開催補助金変更・中止(廃止)交付申請書(様式第4)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第9条 理事長は、補助金の交付の決定をした場合において、前条に規定する申請書の提出があったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更することができる。

- 2 第7条第2項の規定は、前項の決定をした場合について準用する。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた申請者は、交付対象となる大会が終了したときは、速やかに各種大会会議等開催補助金実績報告書(様式第5)に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出し

なければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 参加宿泊数証明書（様式第6-1）又は参加宿泊者数名簿（様式第6-2）
- (4) その他理事長が必要と認める書類

（補助金の交付確定）

第11条 理事長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付確定を行い、各種大会会議等開催補助金交付確定通知書（様式第7）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、各種大会会議等開催補助金交付請求書（様式第8）を、理事長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 申請者から提出された申請書類等に虚偽の記載があったときは、補助金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付している補助金があった場合は、申請者は当該補助金を返還するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めることのほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会の設立の登記の日から施行する。

（財団法人鹿児島観光コンベンション協会各種大会会議等開催補助金交付要綱の廃止）

- 2 この要綱の施行に伴い、財団法人鹿児島観光コンベンション協会各種大会会議等開催補助金交付要綱（平成18年4月1日制定）は廃止する。

（経過措置）

- 3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の財団法人鹿児島観光コンベンション協会

各種大会会議等開催補助金交付要綱に基づく補助金交付に係る申請その他の行為は、この要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。